

平成 30 年度第 1 回瀬戸市図書館協議会

議 事 録

日 時：平成 30 年 7 月 6 日（金）午前 10 時から 11 時 55 分まで

場 所：瀬戸市立図書館 1 階 集会室

出席者：14 名

＜委 員＞ 中井 孝幸（会長）、加藤 和守（副会長）、石川 良文、加藤 絹子、
金谷 みどり、新海 弘之、丹羽 光成、福田 直美 8 名

＜市＞ 市長 伊藤 保徳、教育長 深見 和博 2 名

＜事務局＞ 教育部長 涌井 康宣、図書館長 中桐 淳美、図書館専門員 吉村 きみ
図書館主事 村井 理紗子 4 名

欠席者：1 名

＜委員＞ 臼井 和人

傍聴者：7 名

議事内容：

1 開会

図書館長 進行

2 あいさつ

伊藤市長及び深見教育長 あいさつ

○市長

大変お忙しい中、第 1 回図書館協議会に出席いただいたことに感謝する。図書館のみならず市政全般に特別なご理解を賜りお礼を申し上げる。

本市は、昨年 4 月から新しい総合計画のもと「住みたいまち、誇れるまち、新しい瀬戸」をスローガンに取り組んでいる。その中心は文化に関わることであり、教育は物心両面で大変大きな投資をしており、教育部が中心となって地域の方々の意見をなるべく吸い上げて進めていきたい。

図書館については、投資面で図書館を新設したいという思いから勇んで、平成 27 年の就任当時すぐに、補正を組んで、もろもろの調査を行った。大前提として、既存の施設で何かイメージを一新できないかと思ったが、図書というものは大変重く、既存の建物の中にどのくらい入れるかということに至っては、新規に造ったほうが早いということだった。既存の施設でも約 20 億から 30 億円ぐらいは掛かる。こういうことだったので、抜本的に考え直したほうが良いという思いをみなさんにお伝えし、然らば原点に戻って、図書館をどうすればよいか。今日は、誠にタイムリーに、中井先生から「図書館利用者の行動

特性」と題してお話を賜れる。

全体的には世の中、活字離れが進んでいるが、瀬戸市では違う状況が出ている。本年2月に、長根小学校の児童が、第63回青少年読書感想文全国コンクールの小学校中学校の部でベスト3に入り、文部科学大臣賞を受賞した。これは、長根小学校の読書活動が日頃から諸事として行われているからと思っていたところ、今度は4月に、実践的な読書活動をしているということで、学校が文部科学大臣表彰を受けた。これらは特異な例ではなく、本市20の小学校で大なり小なり、読み聞かせや、PTAの皆さんのご協力等、いろんな形態の読書活動が行われているということだ。

「知の拠点」である図書館が、施設として、あるいは機能として、もっとしっかりしていかなければならないという思いである。この後の意見交換で委員のみなさんに、奇譚のないご意見をいただきたい。

○教育長

本日は、第1回の図書館協議会が開催されることを誠にうれしく思っている。

本を借り、返しに行く、その時また借りることになる。本には、ヤミツキ現象があると感じている。

本日の配布資料を見ると、図書館にはたくさんの事業があり、たくさんの方々に関わっていただいて、今があると感じている。多大な支援のもとに成り立っている。また、図書館は、昭和20年7月、戦争の終結の土壇場の中で開館している。その後、いくつもの図書館に関わるさまざまな取組みがあって、それがこの建物になっているのかなと思う。改めて皆さんに深く感謝を申し上げたい。

平成32年4月に開校予定の小中一貫校に、交流スペースとして地域図書館を開設する。現在、地域図書館は6館あるが、学校の中心にそういうスペースも持ってきて、瀬戸市の特色を一つ増やすことが出来る。

また、昨今、多くの子どもたちがパルティセと3階情報ライブラリーの横の交流広場、新郷地域交流センターのスペースで、一生懸命、勉強している。恐らく図書とそういうスペースが合体したところがあれば、勉強の空間として活用度が上がる。

社会教育、生涯学習の拠点として、図書館の活用度が増していくよう、この会議を有意義なものとしてほしい。

3 ミニ講演

講師 愛知工業大学工学部 中井孝幸教授

演題 「図書館利用者の行動特性」(42分)

4 委員紹介

教育長から委員名簿順に辞令交付

5 議事

(1) 協議事項

ア 会長・副会長の選任について

議長（会長）選任前のため、図書館長が引き続き議事を進行

瀬戸市図書館協議会条例第7条により会長に中井孝幸委員、副会長に加藤和守委員を選任

会長は会長席へ、副会長は副会長席へ移動

(2) 報告事項

会長が議長となり、以降、議事を進行

ア 瀬戸市立図書館の概要（利用状況等）について

事務局（図書館長）より資料1に基づき説明

イ 瀬戸市立図書館の現状分析と今後の取り組み方針について

事務局（図書館長）より資料2に基づき説明

ウ その他

特になし

(3) 意見交換

○委員

中井先生のご講演は非常に興味ある内容であった。ご講演の中に利用者を惹きつけるサービスというのがあったが、利用者を図書館に惹きつけるきっかけは、若い世代の親が小さい子どもを連れて利用するということにあると思う。

今、瀬戸市では、高齢化がかなり激しくなっていて、図書館の利用も先ほど説明があったように60代の人が多い。

個人的経験からであるが、私はもともと瀬戸で育って、子どもが生まれて瀬戸に戻ってきた。自分が子どもの時に図書館をよく利用したこともあり、子どもが小さい時に、本を好きになってほしいということもあって、子どもを連れて図書館に来た。しかし、人が一杯で、とても施設が狭い気がした。施設は私が子どもの頃とほとんど何も変わっていない感じがして、老朽化にびっくりした。座るところもなくそのまま帰って以降、子どもが図書館に別に行きたくないという感じになった残念な記憶がある。

いつ来ても座ってゆっくり本を読んだり、ゆっくり本が探せたり、眺められたりというような状況にならないと図書館離れがどんどん進んでいくのではないかと。

私自身は図書館を今でも非常に利用するユーザーでもあるので、図書館の施設の問題は、財政上難しい問題ではあるが、この場所で延命させて使うにしても、この状況でいいのかということはよく考えないといけない。若い人とか子どもの図書館離れが進んでしまうのではないかと危惧をしている。

○委員

この図書館は築50年となり建物自体限界がきている。

2002 年のブックスタート事業開始当時からボランティアをしていて、やすらぎ会館で、6 か月児健康相談の赤ちゃんに絵本を手渡し、図書館に来てくれるよう図書館の紹介をしている。

最近、父手帳を市役所から配られていて、週末はお父さんが子ども連れで図書館に来るという姿もある。子どもの本は本館よりも地域図書館にある場合が多々あるので、ブックスタートの際に紹介している。

先ほど中井先生がおっしゃられたように地域図書館の特色を活かしてほしいが、光陵中学校は、非常階段で3 階まで上らなければならないことや、図書館の場所が分かり難く、校内に入って図書館に行くまでの道のりに段差がある等、足腰が弱った高齢者に対してまだまだ課題が多いなと感じている。

○委員

水南保育園は、この図書館の地域の保育園なので、保護者の方で利用されている方が何人かある。園では、年長児を図書館に連れて来て、絵本を借りるということをしている。図書館に来ればたくさん本があり、借りることも出来るということで、小さい頃から身近な存在になってほしいと思っている。子どもたちには、絵本の世界の魅力を感じてほしいし、情緒面でも子どもの育ちにとっても大切な部分であるので、保育園では読み聞かせのボランティアの方に月1 回来てもらい、絵本を読んでもらっている。図書館が、小さい頃から身近な存在で、何かいい魅力があるようにしていけると良い。

私も瀬戸市在住だが、そういえばさっき言われたように子どもの頃から図書館は変わってないと改めて思った。高齢者の利用が多いということだが、斜めの駐車場や歩いて登っていくというのでは、不自由、不便な部分もあるので、何とかしていくと良いと思う。

○委員

教員時代に授業で資料が必要になった時に、初めてこの図書館を利用した。それまではあまり図書館に足が向かなかったが、利用してみると仙台や東京に比べたら職員との距離が近いと感じた。何を相談しても受けとめてくれ、あたたかい雰囲気を感じた。それがこの図書館の特長だと思っている。

瀬戸市は、学校図書館と公共図書館の連携が出来ていて、調べ学習で資料が足りない時に相談したり、図書館から借りることが出来た。こうしたあたたかさや図書館にある資料をもっと有効に使うというような方法、手立てとかあると良い。

それから、あたたかさということかというと、例えばおはなし会とマジックといった何か行事とかするとすごくたくさんの方が集まってくるので、楽しいアイディアで人を呼ぶ手立てがあるのではないかと考えている。

○委員

県図書館の職員であるが、県図書館と市図書館では役割が違い、利用者層はほぼ真逆に近い状態でもあり、県図書館の状況を踏まえてのことが、直接こちらの参考になると

ということはないかもしれないが、県内の市町村図書館が実際どんなことに困っているか、こういう研修を組み立ててほしいというような要望をいただいているので、そのあたりを含めて少しでも力になればと思う。

市町村図書館は、県図書館の立場からみると、地域というものが明確にあり、文科省の言う地域の課題解決など、いろいろ望ましい基準に出ているが、それを汲み取りやすい形にある。県全体だとそれぞれ地域の中から何をひっぱり出すのかということが非常に難しいが、市図書館であれば地域に密着した、瀬戸ならではの図書館が作っていける。平成 24 年に改訂された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、地域ということが非常に明確に打ち出されていて、そこがこの「望ましい基準」の肝である。

この図書館の窓口は業務委託となっているが、実際に窓口で働いているスタッフの意見がきちんと館全体の運営に反映されているか、そのあたりのコミュニケーションがどう構築されているかが気になるところである。

基本構想のパブリックコメントを読んで、本当にいろいろな方がいろいろな立場、いろいろな角度から図書館に期待されているとひしひしと感じた。それを 1 つの図書館の中ですべての人の満足をつくるのは、とても難しいと思った。

先ほどの中井先生のお話の中で地域館の特色がある東近江市の例があったが、瀬戸市も本館だけでなく、地域の図書館との総力でもって、いろいろな立場の人の満足をどうやって少しでもかなえられるかということが必要だと思う。1 館ずつの話ではなく、それぞれ少しずつ特色を出しながら、全体で図書館の総力が上がっていくネットワークの構築の仕方を考えると良いと思う。

○委員

学校の立場から言うと、活字離れという話があったが、実は子どもたちは本が大好きで、今日のような雨の日には図書館はいつも満員で、貸出数も多い。学校では、読書タイムの設定をしたり、ボランティアの方たちの読み聞かせを行ったり、図書館見学をする等している。子どもたちの興味関心を高めたり、情緒の安定をはかったり、読書から得られるものは本当に大きいと思っている。

今日のお話でもあったが、自分が、図書館を利用するきっかけも自分の子どもを図書館に連れて行くことだった。それまで、自分自身はまったく図書館を利用しなかったが、子どもと一緒に図書館に行くようになって、月に 1 回、10 冊ずつ借りるユーザーとなった。やはり、保護者が来やすい図書館ということを進めると、子どもの利用率が上がっていくと今日のお話を聞いていて思った。

また、高齢者は滞在期間が長いユーザーだということだが、自分もその一人で、月に 1 回図書館に行き、本を 1 冊読み終えて、それから 10 冊借りて帰るのが楽しみになっている。高齢者たちが滞在しやすい図書館づくりと、子どもたちが、お母さんと一緒に来館しやすい図書館づくりの 2 本立てで考えると、利用率等、図書館は活況となると思う。

○委員

この図書館に来るのは20年ぶりで、時々来ては模索しているが、一番最初に気づいたのは狭い、どこに何があるのかわからなかった。それが最近では、ぼくのような本の嫌いな人でもわかりやすくなった。前回こちらに来たときに、係の人が読み聞かせを一生懸命やっておられてこういうことも行うようになったと感じていた。

公民館は、まず地域の方が来てくつろげることが目的である。図書コーナーがあり、図書館の本を巡回で入替えてもらっている。利用率は先ほど言われたように子どもは20%で、学校の方にやはり傾きがあり、あと年配者が4時間くらい滞在する。夏場になるとクーラーが入り、涼しくなるので、恐らく一日中いると思う。

最近、50代くらいの男性がよく公民館を利用し勉強している。子どもが迎えに来ると一緒に帰っていくという光景を最近、特に見られるようになった。われわれの年代は本に関心があるが、子どもは親がそういう関心を持たせないとなかなか難しいということがあるので、これからいろんな意見を聞かせていただきながら有意義な会にしていきたい。

○委員

今、お話があったように、瀬戸は高齢者が多いので高齢者にとって使いやすい図書館であるべきだし、50代の話もあったが、子ども連れとかいろんな人たちに役立つ図書館でないといけないと思っている。

その中で、先ほど中井先生のお話で、資料の6ページに人口に対する図書館の利用者の割合は約30%くらいであるという話があったが、瀬戸はどうか、年代別の利用率は他の地域と比べてどうか、が気になった。

若い人が騒がしいと高齢者は利用しにくいということ等、年代間に対立があるという気がしている。県の図書館では社会人席と学生席、一般席が分かれているようにバランスの良い施設環境が必要で、利用実態をしっかりと調べないと市民のための図書館にはならないと思う。次回でもよいが瀬戸の利用実態をお話いただきたい。

○事務局（図書館長）

日本図書館協会がまとめた統計資料の登録率であるが、瀬戸市は、41.2%で、全国平均と同じ数値である。同規模都市として福岡県飯塚40.6%、三重県伊勢市52.1%である。

年齢別の利用率に関しては、事前質問で新海委員からも要望をいただいているので、次回会議までに準備させていただく。

○会長

今後、図書館をどのように考えていくかという場合に、皆さんにいろいろな立場から意見を言ってもらい、図書館が取り組む、そういうやりとりが続いていくと思う。図書館からデータ等を示してもらいながら、自由、活発に意見交換できるような場となるこ

とを大変期待している。

瀬戸の一番の特長は、築 50 年で狭いというのもあるが、学校図書館が、地域図書館になっていて、全国でも大変珍しい取組みということである。そういったところから、先ほど委員からも意見があったとおり、うまくネットワークをつなげて、瀬戸市全体で何か取組むと良い。図書館だけでなく、瀬戸はいろいろな施設もあるので、上手にネットワークする。本館 1 館だけで、サービスを完成させなくても良い。上手にみんなで分担し、無ければ無いなりのやり方がある。その辺りを上手に考えながら、蔵書も含めて、ちょっと思い切ったアイデアもあっていい。増やすことばかりではなく、先ほどの子どもの席の話では、減らして作らなければいけない。なかなか減らしたくないということがあるが、思い切ったアイデアもあると思うので、今後みなさんのご意見をいただきたい。

以上で議事を終了する。

6 その他

議長から引き継ぎ、図書館長が進行

市長 退席

事務局（図書館長）から次回会議を 2 月に開催予定の旨を連絡

7 閉会

瀬戸市立図書館の概要

1	図書館のあゆみ	1
2	基本方針	4
3	重点目標	4
4	施設	4
5	サービス概要（開館時間等）	6
6	事業概要	6
7	利用状況	9
8	蔵書状況	10
9	組織	11
10	予算	12
11	関係規程（条例・規則）	13

平成30年7月

1 図書館のあゆみ

- 1945 (昭和 20) / 7/ 1 図書館開館 蔵所町 1 (元陶磁器陳列館 2 階)
/ 8/ 7 県知事より、図書館設置の許可を得る (この日を開館記念日とする)
利用は有料
蔵書冊数 2,300 冊 奉仕人口 42,851 人
- 1948 (昭和 23) 陶磁器陳列館 2 階から西隣の参考館へ移転
- 1950 (昭和 25) /12/14 図書館設置条例を公布、施行する
- 1952 (昭和 27) / 6/16 宮脇町 53 に移転する (現在深川公民館のある場所)
深川小学校校舎を改造、中央公民館との複合施設
蔵書冊数 11,176 冊 奉仕人口 54,937 人 貸出総冊数 29,988 冊
- 1966 (昭和 41) / 7/10 東大演習林学生宿舎を改造し移転 (東松山町 1 番地)
(現在、歴史民俗資料館の設置場所)
蔵書冊数 26,632 冊 奉仕人口 90,326 人 貸出総冊数 14,010 冊
- 1969 (昭和 44) / 1/11 市制 40 周年記念事業として、図書館建設決定
/ 4/ 1 貸出方法 帯出券カード方式からブラウン式に変更
- 1970 (昭和 45) / 6/16 新図書館 (現在地、東松山町 1 の 2) 竣工
/ 6/17 開館
蔵書冊数 32,407 冊 奉仕人口 94,079 人 個人貸出冊数 13,860 冊
複写サービス開始 (一枚 40 円)
- 1971 (昭和 46) / 6/ 3 自動車文庫「せと号」、巡回開始 (上品野保育園前・品野区民会館前・水野支
所前・赤津保育園前・幡山東保育園前・幡山西保育園前・菱野団地商店街東
駐車場・效範保育園前・県窯業専修職業訓練校)
同時に、鹿乗・上水野・幡野地区の婦人会へ巡回サービス開始
- 1974 (昭和 49) / 8/ 1 瀬戸市視聴覚ライブラリー設置条例施行
- 1980 (昭和 55) / 4/ 1 自動車文庫「せと号」2 世 (瀬戸ライオンズクラブ寄贈 外書架式 2000 冊)
巡回開始
(掛川小学校・品野東保育園・品野区民会館・水野支所・西陵公民館・赤津保
育園・幡山東保育園・旧幡山西保育園・センタービル第一駐車場・八幡小学校・
県窯業職業訓練校) 婦人会への巡回を廃止
/ 9/11 増築工事開始 (1 階参考室、2 階書庫)
- 1981 (昭和 56) / 4/15 増築開館
- 1985 (昭和 60) / 4/ 1 図書館開館時間の変更 全開館日、午前 10 時から午後 6 時
(旧、平日・日曜日は午前 10 時から午後 6 時、土曜日は正午から午後 6 時)
- 1987 (昭和 62) / 4/ 1 図書館コンピュータシステム稼働
返却ポストの設置・購入図書整理業務 (一部) の民間委託開始
本館・自動車文庫の貸出券 (利用カード) を共通の個人カードにする
貸出冊数個人 5 冊 1 ヶ月間、家庭文庫貸出廃止
蔵書冊数 120,915 冊 奉仕人口 124,677 人 貸出総数 288,892 冊
/11/ 3 前庭に万葉歌碑を建立 (愛知正敏氏より寄贈)
- 1988 (昭和 63) / 4/ 1 複写手数料、1 枚 30 円に改正

	/ 4/ 1	視聴覚ライブラリー図書館へ移転併設する(中央公民館社会教育課より移管)
	/ 6/	地区公民館(18館)に図書室開設され、図書館から各館に300冊ずつ図書の貸出開始
1990(平成2)	/ 3/31	「瀬戸のことば」発刊
	/ 4/ 8	自動車文庫「せと号」3世(瀬戸ライオンズクラブ寄贈 内外書様式2500冊)
		巡回開始(掛川小学校・品野東保育園・品野支所・水野支所・西陵公民館・五位塚西公園・窯業技術専門学校・山口公民館・赤津保育園・幡山南保育園・市民会館・八幡公民館・本地会館)
1992(平成4)	4～5月	小学校3年生、社会科施設見学のため来館(以降続く)
	/ 9/ 4	瀬戸少年院に団体貸出(300冊年2回)(以降続く)
	/ 9/12	サタデープラン 映画会開催
1993(平成5)	/ 9/ 5	光陵中学校図書館を開放
1994(平成6)	/ 5/14	水野小学校図書館を開放
	/ 8/ 1	県の協力貸出搬送システム開始(4/1)、県図書館とのオンライン稼働
1995(平成7)	/ 3/31	創立50周年記念として藤棚設置
1996(平成8)	/ 2/ 1	録音図書貸出始める
	/ 3/ 1	図書館50年誌「おかげさまで50年 瀬戸市立図書館誌1945～1995」発刊
	/10/11	図書館コンピュータシステム更新(第2次)
1997(平成9)	/ 7/	自動車文庫「せと号」愛知朝鮮学園への巡回開始(市内14ヶ所、月1回)
1998(平成10)	/ 9/	図書館情報化・活性化推進モデル地域として指定
1999(平成11)	/ 1/30	瀬戸図書館友の会設立
2001(平成13)	/ 1/ 5	図書盗難防止装置(BDS)導入
		図書館コンピュータシステム更新(第3次)
	/ 2/ 1	図書館ホームページ開設、インターネットによる予約サービス開始
	/ 8/ 1	図書館集会室増築
2002(平成14)	/ 8/	OPAC予約開始
	/11/	ブックスタート開始
2003(平成15)	/ 6/ 3	瀬戸市と市内及び近隣の六大学間で「大学コンソーシアムせと」の包括協定締結
2004(平成16)	/10/ 1	大学コンソーシアム連携事業により六大学の蔵書利用を開始
2005(平成17)	/ 2/	情報ライブラリー開設
	/ 7/13	地域図書館づくり推進委員会設置
2006(平成18)	/10/	「瀬戸市地域図書館づくり推進計画」策定
	/10/ 7	品野台小学校地域図書館「宝島」開館
2007(平成19)	/12/ 5	瀬戸市立図書館改修工事、耐震化施工(～2008/3/19)
2008(平成20)	/ 4/	「瀬戸市子ども読書活動推進計画」策定
	/ 4/ 1	図書館サービス業務委託開始、開館日及び開館時間の拡大
	/10/ 4	光陵中学校地域図書館開館
2009(平成21)	/10/ 3	西陵小学校地域図書館開設
2010(平成22)	/ 4/23	「子どもの読書活動優秀実践図書館」として文部科学大臣賞を受賞
	/10/ 9	水野小学校地域図書館開設

2011（平成 23） /10/15	東山小学校地域図書館開設
2013（平成 25） / 2/	図書館施設等安全安心事業として書架固定工事、書籍落下防止工事、飛散防止フィルム施工
2014（平成 26） / 4/	「子ども読書活動推進計画（第 2 次）」策定
2016（平成 28） / 3/25	瀬戸市立図書館整備基本構想策定
2017（平成 29） /10/ 1	幡山西小学校地域図書館開設
2018（平成 30） / 4/ 1	瀬戸市立視聴覚ライブラリー条例・同施行規則、瀬戸市立視聴覚ライブラリー運営委員会条例の廃止（教育機関としての瀬戸市立視聴覚ライブラリーを平成 2 9 年度末で廃止） 瀬戸市図書館協議会条例施行（瀬戸市図書館協議会設置）

2 基本方針

図書館サービスの充実、施設やネットワークの整備により、利用しやすい環境づくりを推進する。

3 重点目標

- ・学校図書館との連携による地域図書館の増設・利活用を進める。
- ・市民等がくつろぎ、学び、暮らしに役立つ情報を享受し、交流する場づくりを進める。
- ・子どもの読書環境の整備、学習活動への支援を図る。
- ・情報化に対応した資料の充実やサービスの提供を図る。
- ・高齢者及び障害者等、誰もが利用しやすい環境づくりを進める。

4 施設

(1) 瀬戸市立図書館（本館）

開 館	1970（昭和 45）年 6 月 17 日（竣工 6 月 16 日）
所 在 地	東松山町 1 番地の 2 TEL 0561(82)2202 FAX 0561(85)2651
敷地面積	4,222.5 m ²
建 物	構 造 鉄筋コンクリート 2 階建
	面 積 868.26 m ²
	延面積 1,412.26 m ²
	構 造 軽量鉄骨平屋建（プレハブ集会室）
	面 積 98.69 m ²
施設概要	1 階 一般開架、児童コーナー、 新聞雑誌閲覧室、集会室、事務室 貸出・返却・レファレンスカウンター
	2 階 参考室、PCルーム、会議室、ボランティア室、書庫
	駐車場等 70 台（障害者用 1 台）、駐輪場あり
アクセス	名鉄瀬戸線「新瀬戸」駅、愛知環状鉄道または名鉄バス「瀬戸市」駅から徒歩 7 分 名鉄バス「陶生病院前」から徒歩 4 分



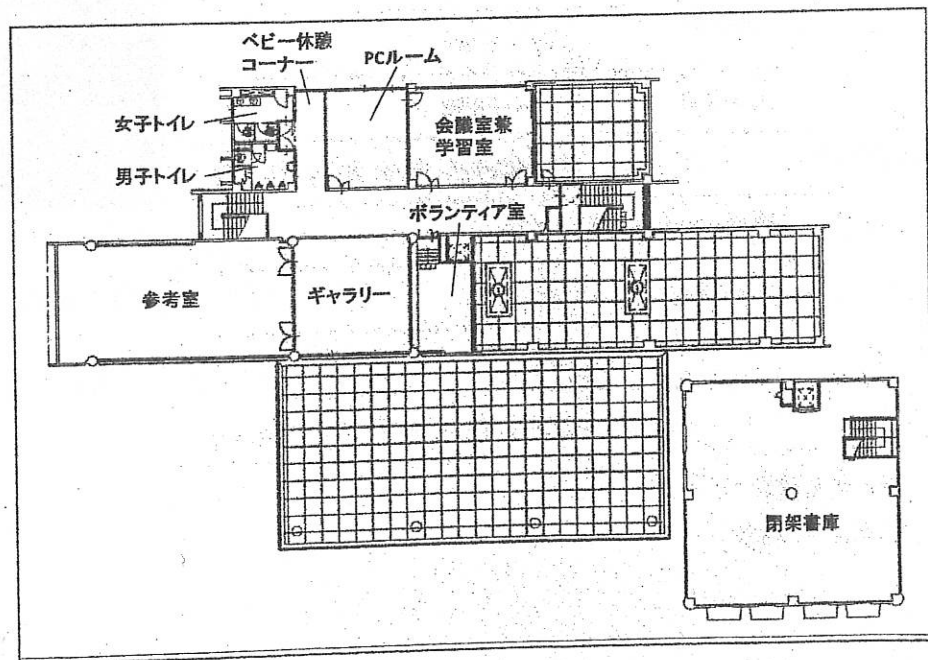
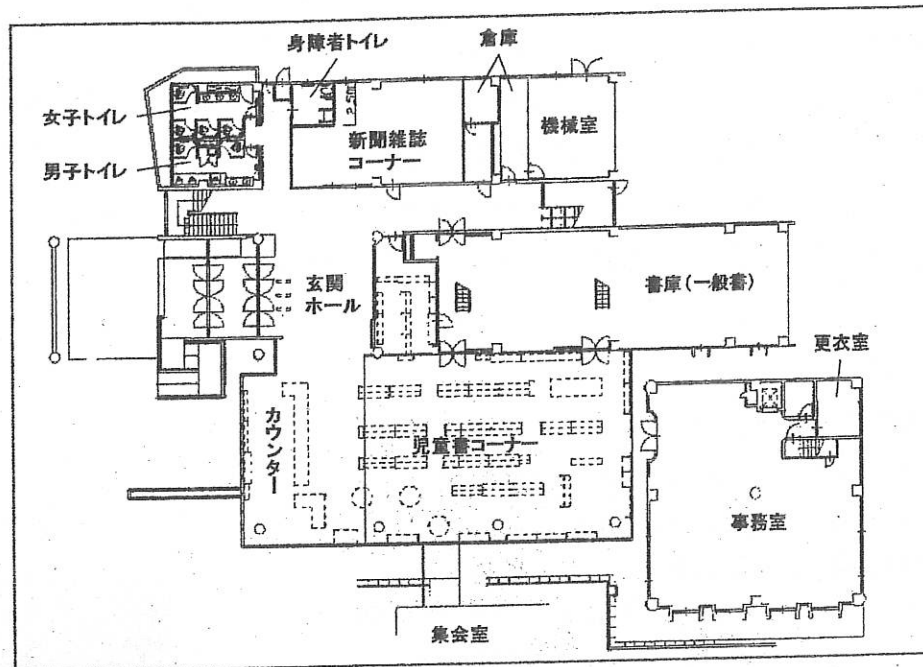
図 書 館 全 景

(2) 情報ライブラリー

開 設	2005（平成 17）年 2 月 19 日
所 在 地	栄町 45 番地（パルティセと 3 階） TEL 0561(97)1162
面 積	198.24 m ²
施設概要	一般・児童書架、雑誌・新聞・PCコーナー、編集室、視聴覚機材・機材倉庫 貸出・返却カウンター
アクセス	名鉄瀬戸線または名鉄バス「尾張瀬戸」駅東隣り

(3) 本館平面図

【図1】現図書館の平面図(上:1階 下:2階)



5 サービス概要（開館時間等）

- (1)開館時間 本館 午前9時～午後7時(4月～9月)
午前9時～午後6時(10月～3月)
パルティ情報ライブラリー 午前9時～午後9時半
- (2)休館日 毎月第4水曜日(この日が休日となる日を除く。)
年末・年始(12月28日から翌年の1月4日まで)
特別整理期間(年1回10日以内)
- (3)利用対象 館内利用－制限なし
館外利用－市内在住・在勤・在学及び近隣8市1区1町の在住者
- (4)利用内容 貸出サービス
個人貸出－1人10冊(点)まで 期間3週間以内(視聴覚資料・雑誌は2週間以内)
団体貸出－構成員は5人以上、代表及び構成員の過半数は市内在住とし、貸出期間は
最長2か月、最大200冊まで
- その他サービス
予約サービス
リクエストサービス
相互貸借サービス、
レファレンスサービス
コピーサービス(有料 1枚10円)
ハンディキャップサービス、
パソコンルーム利用サービス(PC利用・DVD視聴)

6 事業概要（平成29年度実績）

(1) 地域図書館

「身近な場所に身近な図書館を」をコンセプトに、小中学校との連携により、土日祝日に学校図書館を一般開放し、図書の閲覧・貸出など、図書館の分館としてのサービス提供を図書館サポーターとの協働により行っている。平成29年10月1日には、6館目となる地域図書館を幡山西小学校に開設した。

名称 (開設校)	品野台小学校 地域図書館 「宝島」	光陵中学校 地域図書館	西陵小学校 地域図書館	水野小学校 地域図書館	東山小学校 地域図書館	幡山西小学校 地域図書館
開設日	H18. 10. 7	H20. 10. 4	H21. 10. 3	H22. 10. 9	H23. 10. 15	H29. 10. 1

開館日時：土日祝日 午前10時～午後3時

内容：学校図書館の一般開放

図書の購入支援（一般書・児童書）

司書及び図書館サポーターの派遣など

地域図書館の来館者数（土日祝のみ） (人)

	子ども	大人	合計
平成29年度	3,908	4,691	8,599



(2) 移動図書館

月2回の山口・幡山公民館2ヶ所での巡回を、幡山西小学校の地域図書館開設に伴い、平成29年9月末で終了した。

(3) 各種講座・行事の開催

ア 第19回 夏休みこども理科教室

日時：平成29年8月4日（金） 午前・午後2回

場所：図書館 1階 集会室

協力：瀬戸市理科教育研究会

参加：市内小学生3～6年生 62名参加

イ 第21回 図書館まつり

期間：平成29年10月14日（土）～11月19日（日）

場所：図書館、瀬戸蔵

内容：文学カフェ（10/21）、こども1日司書（10/29）、本のリサイクル市（11/11）、ビブリオバトル（11/19）、

「図書館めぐり！瀬戸高校の図書館に行こう」（11/6～11/14）など

ウ その他

- ・読み聞かせ（毎週月～金曜 午前11時から30分間 職員・ボランティアグループにより実施）
- ・こどもの読書週間行事（4/2～5/5）
- ・読書感想画展（4/27～6/27）
- ・教科書展示会（6/10～7/11） ※愛知県教育委員会主催、教科書センター事業
- ・キッズルーム開設（テーマ設定、集会室） 年2回（4/27～5/5、10/26～11/11）

(4) 支援事業

ア 学校図書館への支援

① 地域図書館開設学校図書館への支援

司書の派遣（週1回 平日）による読み聞かせなどの実施、研修支援

② その他学校図書館への図書貸出

小学校（11校） 年2回

イ その他施設への支援

公民館図書室（11館）及び保育園・陶生病院などの施設へ図書を貸出

(5) 連携事業

ア 子育て支援「ブックスタート」事業

市健康課との連携により、6ヶ月健診受診親子を対象に、ファーストブックの読み聞かせや図書館での取り組み（絵本の読み聞かせ、お話し会・映画会）などを紹介し、絵本2冊・アドバイス集・絵本リストをコットン・バックに詰めた「ブックスタート・パック」を配布した。事業の実施にあたっては、公募によるブックスタートボランティアの協力を得た。（参加ボランティア 延53人）

開催日：月2回

場所：やすらぎ会館

配布数：子ども 822人



イ 図書館連携健康支援事業 めりーらいん

近隣図書館との連携により、病気や症状の調べ方ガイド「メディカルパス」の共同作成など、健康・医療をテーマとした事業を実施した。平成 29 年度には、事業開始 10 周年を迎え、記念行事を行った。

参加図書館：愛知医科大学・尾張旭・長久手・日進・瀬戸 5 館

10 周年イベント 日時：平成 29 年 12 月 16 日（土）

場所：愛知医科大学総合学術情報センター

内容：ぬりえ、小学生 1 日ナース体験、医療情報発信、資料配布

参加者：ぬりえ 1,660 枚、ナース体験 27 人

ウ 大学コンソーシアムせと連携事業

大学コンソーシアムせと「新しい文化創造プロジェクト」の採択を得て、若年層の読書への関心を高めるイベントとして、「ビブリオバトル」を開催した。（平成 27 年度から継続）

プロジェクト名：図書館連携事業ビブリオバトル

開催日：平成 29 年 11 月 19 日（日）

参加校：愛知工業大学、金城学院大学、名古屋学院大学、名古屋産業大学、南山大学、瀬戸高校

参加者：バトラー（本の紹介発表者）大学生 5 人、高校生 2 人

エ 図書館ボランティア活動との連携

本館での読み聞かせやブックスタート事業において、ボランティアとの連携による活動を行った。

（ボランティア団体：8 団体、ブックスタートボランティア：12 人）

- ・読み聞かせ（平日 11：00～11：30）
- ・土曜おはなし会（第 1 土曜 午後）
- ・土曜おはなし会とえいが会（第 2 土曜 午後）
- ・ブックスタート（月 2 回）

オ 図書館友の会事業

平成 11 年 1 月に図書館の呼びかけにより利用者や図書館で活動するグループが任意参加して設立され、図書館を支援する活動を継続して取り組んでいる。本の補修や館内行事の企画開催などを企画から運営まで自主的に実施した。（会員数：約 60 人）

活動内容：世話人会（第 3 土曜）

本の補修（毎週火曜午前）

会報（年 3 回）発行

図書館まつり協力、七夕・クリスマスなど館内行事の開催など

(6) 広報事業

図書館の取り組みや利用内容について市民などへの効果的に PR することを目的とする事業を実施した。

ア 瀬戸市立図書館 PR 事業 “はるが来た！みんなおいでよ 地域図書館”

開催日：平成 30 年 3 月 17 日（土）・18 日（日）

開催場所：6 地域図書館

開催内容：紙芝居屋上演、ポン菓子実演・配布、しかけ絵本展示

参加者数：約 230 人

イ 「地域図書館」ビジュアルサイン計画・作成業務委託

内容：地域図書館の誘導・案内サインの確認・分析、効果的なサインの提案

7 利用状況

総括表			29年度計	28年度計	27年度計	26年度計	月平均	増減数	対前年比 (%)
本館	開館日数		335	333	339	336	28	2	101%
	入館者数		228,285	235,126	245,040	238,623	19,024	-6,841	97%
	個人	利用者数(人)	111,463	111,157	117,673	112,630	9,289	306	100%
	貸出	貸出冊数(冊)	505,788	504,053	531,997	507,188	42,149	1,735	100%
	新規登録者数		2,609	2,812	3,250	2,799	217	-203	93%
	団体貸出	貸出冊数(冊)	26,773	30,886	19,096	30,310	2,231	-4,113	87%
	貸出冊数小計		532,561	534,939	551,093	537,498	44,380	-2,378	100%
移動図書館 (山口、幡山) (学校図書配達)	巡回数		24	48	70	70	2	-24	50%
	個人	利用者数(人)	209	571	707	594	17	-362	37%
	貸出	貸出冊数(冊)	911	2,428	3,900	3,656	76	-1,517	38%
	団体貸出	貸出冊数(冊)	89	0	10,210	10,292	7	89	#DIV/0!
	貸出冊数小計		1,000	2,428	14,110	13,948	83	-1,428	41%
	開館日数		356	342	358	356	30	14	104%
	入館者数		85,508	91,185	99,458	95,352	7,126	-5,677	94%
情報 ライブラリー	個人	利用者数(人)	20,530	21,113	22,942	21,696	1,711	-583	97%
	貸出	貸出冊数(冊)	57,535	59,230	65,743	61,905	4,795	-1,695	97%
	団体貸出	貸出冊数(冊)	351	629	2,932	3,451	29	-278	56%
	貸出冊数小計		57,886	59,859	68,675	65,356	4,824	-1,973	97%
地域図書館 (品野台小)	開館日数		113	110	114	111	9	3	103%
	入館者数		988	931	1,165	1,073	82	57	106%
	個人	利用者数(人)	3,286	2,790	2,825	3,436	274	496	118%
	貸出	貸出冊数(冊)	8,969	7,625	8,390	10,158	747	1,344	118%
	団体貸出	貸出冊数(冊)	1,140	1,352	719	1,125	95	-212	84%
	貸出冊数小計		10,109	8,977	9,109	11,283	842	1,132	113%
	開館日数		113	109	114	110	9	4	104%
	入館者数		1,708	1,482	1,614	1,662	142	226	115%
	個人	利用者数(人)	1,480	1,810	2,004	1,906	123	-330	82%
	貸出	貸出冊数(冊)	4,197	4,727	5,099	4,954	350	-530	89%
	団体貸出	貸出冊数(冊)	47	112	773	227	4	-65	42%
	貸出冊数小計		4,244	4,839	5,872	5,181	354	-595	88%
	開館日数		113	101	103	99	9	12	112%
	入館者数		2,302	2,081	2,293	2,247	192	221	111%
	個人	利用者数(人)	10,927	10,419	11,093	11,384	911	508	105%
	貸出	貸出冊数(冊)	14,890	13,629	15,118	15,549	1,241	1,261	109%
	団体貸出	貸出冊数(冊)	82	189	490	662	7	-107	43%
	貸出冊数小計		14,972	13,818	15,608	16,211	1,248	1,154	108%
	開館日数		112	106	111	108	19	6	106%
	入館者数		1,297	1,174	1,358	1,186	216	123	110%
	個人	利用者数(人)	6,326	5,922	5,906	6,493	1,054	404	107%
	貸出	貸出冊数(冊)	13,174	13,454	13,009	14,109	2196	-280	98%
	団体貸出	貸出冊数(冊)	244	316	363	479	41	-72	77%
	貸出冊数小計		13,418	13,770	13,372	14,588	2,236	-352	97%
地域図書館 (東山小)	開館日数		112	106	109	105	19	6	106%
	入館者数		1,019	1,277	1,742	1,778	170	-258	80%
	個人	利用者数(人)	8,154	10,027	11,039	11,646	1,359	-1,873	81%
	貸出	貸出冊数(冊)	10,180	12,273	14,574	15,215	1,697	-2,093	83%
	団体貸出	貸出冊数(冊)	366	325	317	463	61	41	113%
	貸出冊数小計		10,546	12,598	14,891	15,678	1,758	-2,052	84%
	開館日数		54	—	—	—	9	54	—
	入館者数		1,285	—	—	—	214	1,285	—
	個人	利用者数(人)	5,250	—	—	—	875	5,250	—
	貸出	貸出冊数(冊)	8,772	—	—	—	1,462	8,772	—
地域図書館 (幡西小)	団体貸出	貸出冊数(冊)	598	—	—	—	100	598	—
	貸出冊数小計		9,370	—	—	—	1,562	9,370	—
	入館者数		8,599	6,945	8,172	7,946			
	個人	利用者数(人)	35,423	30,968	32,867	34,865			
	貸出	貸出冊数(冊)	60,182	51,708	56,190	59,985			
	団体貸出	貸出冊数(冊)	2,477	2,294	2,662	2,956			
	貸出冊数計		62,659	54,002	58,852	62,941			
全館	総入館者数		322,392	333,256	352,670	341,921			
	総個人	利用者数(人)	167,625	163,809	174,189	169,785			
	貸出	貸出冊数(冊)	624,416	617,419	657,830	632,734			
	総団体貸出	貸出冊数(冊)	29,690	33,809	34,900	47,009			
総貸出冊数			654,106	651,228	692,730	679,743			

H29 年度貸出状況	貸 出 場 所				計	構 成 比	前年度実績
資 料 区 分	本 館	移動図書館	情報ライブラリー	地域図書館			
一 般 書	269,842	301	33,183	7,670	310,996	47.55%	315,332
児 童 書	234,796	523	14,743	54,427	304,489	46.55%	298,601
郷土資料	752	0	47	11	810	0.12%	719
点字・大活字本	5,634	155	943	290	7,022	1.07%	6,090
小 計	511,024	979	48,916	62,398	623,317		620,742
雑 誌	14,102	21	6,924	168	21,215	3.24%	20,977
視聴覚資料	7,435	0	2,046	93	9,574	1.46%	9,509
小 計	21,537	21	8,970	261	30,789		30,486
合 計	532,561	1,000	57,886	62,659	654,106		651,228

※地域図書館＝品野台小＋光陵中＋西陵小＋水野小＋東山小＋幡山西小

予約状況	29年度計	28年度計	27年度計	26年度計	月平均	増減数	対前年比(%) 29年度/28年度
全 体 数	48,103	48,002	51,762	49,867	4,009	101	100%
内OPAC利用	7,664	8,149	9,679	10,158	639	-485	94%
内WEB利用	25,833	24,149	23,615	22,060	2,153	1,684	107%

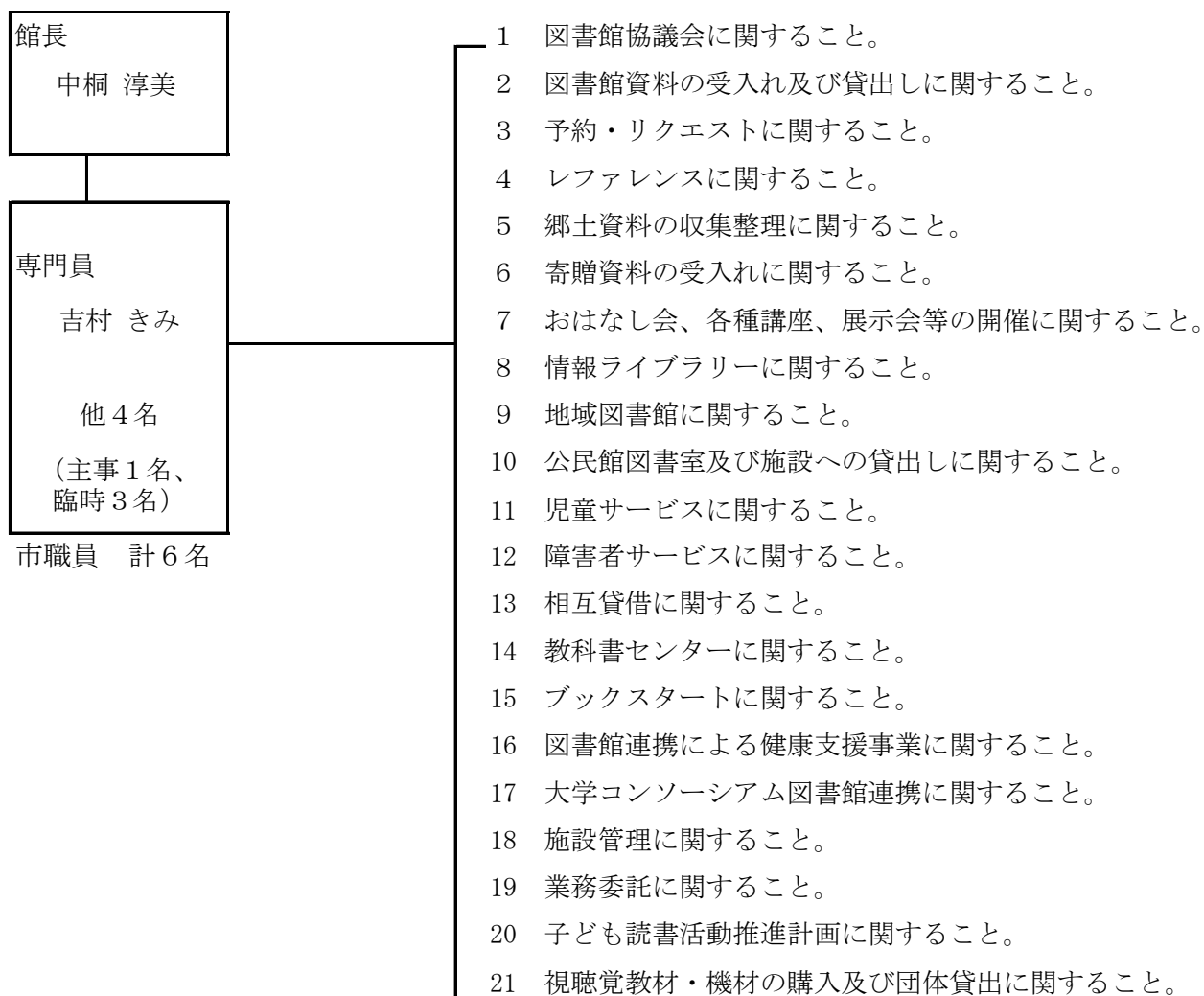
パソコン利用状況		29 年度計	前年度計	月平均	増減数	対前年比(%)
インターネット 3 台	人 数	2,770	2,914	231	-144	95%
	時 間	3,196	3,459	266	-263	92%
CD・DVD視聴 3 台	人 数	37	90	3	-53	41%
	時 間	62	158	5	-96	39%
PC持込利用	人 数	627	546	52	81	115%
	時 間	1,240	1,262	103	-22	98%

※CD・DVD視聴およびPC持込利用：平成 20 年度開始

8 蔵書状

資料区分	H28 年度末蔵書数	購入	寄贈/他	除籍・変更	H29 年度末蔵書数	増減
一般書	200,049	8,280	126	5,256	203,199	3,150
児童書	92,425	5,611	76	1,138	96,974	4,549
郷土資料	14,881	46	178	10	15,095	214
点字・大活字本	2,559	159	0	2	2,716	157
小 計	309,914	14,096	380	6,406	317,984	8,070
雑誌	11,003	2,962	15	3,379	10,601	-402
視聴覚資料	2,121	48	2	7	2,164	43
小 計	13,124	3,010	17	3,386	12,765	-359
合 計	323,038	17,106	397	9,792	330,749	7,711

9 組織及び事務分掌（平成30年度）



※上記の内、主にカウンターサービスに関わる業務については、委託先スタッフ約30名がシフト制により従事（業務委託先：株式会社図書館流通センター）

10 予算（平成30年度）

【歳入】

（単位：千円）

科 目	予 算 額	主 な 内 容 及 び 金 額
13-1-8 教育使用料	192	職員等駐車場使用料 192
13-2-5 教育手数料	82	複写印刷 82
16-1-1 財産貸付収入	633	自動販売機設置場所貸付料 633
20-5-3 雑 入	46	瀬戸のことば販売代金 1 自動販売機電気料 30 資料亡失代金 15
計	953	

【歳出】

（単位：千円）

科 目	予 算 額	主 な 内 容 及 び 金 額
10-5-3 図書館費	155,564	人 件 費 29,528 （職員4人、図書館協議会委員5人） 図書館施設整備 6,709 図書購入 24,515 文化講座・読書会育成 2,059 パルティセと情報ライブラリー 19,938 地域図書館 8,719 視聴覚教育用教材等貸出 1,008 図書館施設管理 4,449 一般管理 58,639
計	155,564	

11 関係規程（条例・規則）

○瀬戸市立図書館条例

昭和 45 年 6 月 1 日

条例第 19 号

改正 昭和 51 年 3 月 31 日条例第 13 号

平成 18 年 3 月 28 日条例第 12 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 10 条および地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 の規定に基づき、瀬戸市立図書館(以下「図書館」という。)の設置および管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 本市に図書館を設置し、その名称および位置は、次のとおりとする。

名称 瀬戸市立図書館

位置 瀬戸市東松山町 1 番地の 2

（目的）

第 3 条 図書館は、図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

（業務）

第 4 条 図書館は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行なう。

- (1) 図書館資料の収集、整理、保存および利用に関する業務
- (2) 自動車文庫および貸出文庫の巡回
- (3) 幻燈、映画、音楽等の鑑賞
- (4) 読書会、研究会、各種鑑賞会および資料展示会の主催ならびに奨励
- (5) 館報その他読書資料の発行および配布
- (6) 時事に関する情報および参考資料の収集ならびに紹介および提供
- (7) その他必要な業務

（分館等の設置）

第 5 条 図書館は、必要に応じて分館、閲覧所、配本所、自動車文庫等を設置することができるものとする。

（職員）

第 6 条 図書館に館長、司書、司書補その他必要な職員を置く。

(平 18 条例 12・一部改正)

(図書館資料の複写)

第 7 条 図書館資料の複写を依頼する者は、図書館資料複写手数料(以下「手数料」という。)を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、複写用紙 1 枚につき 50 円の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。

(昭 51 条例 13・一部改正)

(委任)

第 8 条 この条例で定めるもののほか、図書館の管理および運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 瀬戸市立図書館設置条例(昭和 25 年瀬戸市条例第 20 号)は、廃止する。

附 則(昭和 51 年 3 月 31 日条例第 13 号)

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日条例第 12 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

○瀬戸市立図書館規則

昭和 62 年 3 月 31 日

教育委員会規則第 1 号

改正 昭和 63 年 3 月 31 日教委規則第 3 号

平成 6 年 3 月 31 日教委規則第 2 号

平成 9 年 4 月 11 日教委規則第 1 号

平成 11 年 1 月 29 日教委規則第 3 号

平成 12 年 1 月 31 日教委規則第 2 号

平成 12 年 12 月 14 日教委規則第 10 号

平成 13 年 5 月 17 日教委規則第 3 号

平成 14 年 3 月 29 日教委規則第 5 号

平成 17 年 3 月 15 日教委規則第 3 号

平成 18 年 3 月 28 日教委規則第 7 号

平成 20 年 3 月 21 日教委規則第 3 号

平成 23 年 12 月 16 日教委規則第 3 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)

第 2 章 館内利用(第 6 条・第 7 条)

第 3 章 館外利用(第 8 条—第 13 条)

第 4 章 自動車文庫(第 14 条・第 15 条)

第 5 章 図書館資料の複写(第 16 条)

第 6 章 寄贈及び委託(第 17 条—第 20 条)

第 7 章 雑則(第 21 条・第 22 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市立図書館条例(昭和 45 年瀬戸市条例第 19 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 瀬戸市立図書館(以下「図書館」という。)の開館時間は、4月1日から9月30日までの間については、午前9時から午後7時までとし、10月1日から翌年の3月31日までの間については、午前9時から午後6時までとする。ただし、図書館の館長(以下「館長」という。)は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(平12教委規則2・平20教委規則3・一部改正)

(休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで
- (2) 毎月第4水曜日(この日が休日となる日を除く。)
- (3) 毎年1回館長が10日以内において定める期間

2 前項の規定にかかわらず、館長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(平11教委規則3・平12教委規則2・平14教委規則5・平20教委規則3・一部改正)

(入館の制限)

第4条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、図書館の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) 図書館の建物、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者
- (3) その他図書館の管理上支障があると認める者

(平12教委規則10・全改)

(損害賠償)

第5条 図書館の利用者は、その利用する図書、記録その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)、図書館の設備等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、館長において損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

第2章 館内利用

第6条 削除

(平12教委規則10)

(利用制限)

第7条 図書館内において同時に利用できる図書館資料の数については、特に制限を設けないものとする。ただ

し、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平 12 教委規則 2・全改)

第 3 章 館外利用

(館外利用の範囲)

第 8 条 館長は、貴重図書館資料、未整理の図書館資料その他図書館外での利用を不適当と認める図書館資料を除き、図書館資料を図書館外において利用させることができる。

(館外利用者)

第 9 条 図書館資料を図書館外において利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「個人」という。)及び館長が適当と認める市内の各種団体(以下「団体」という。)とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内の学校に在学する者
- (4) 別表に定める地域内に住所を有する者
- (5) その他館長が適当と認める者

(平 12 教委規則 2・一部改正)

(利用カードの交付等)

第 10 条 図書館資料を図書館外において利用しようとする個人及び団体は、あらかじめ、個人にあつては図書館利用カード申込書(第 2 号様式)を、団体にあつては団体貸出申込書(第 3 号様式)を館長に提出し、図書館利用カード(以下「利用カード」という。)の交付を受けなければならない。

- 2 前項の団体貸出申込書には、当該団体の構成員の住所、氏名及び年齢を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 館長は、第 1 項の規定により利用カードを交付する場合において、必要があると認めるときは、当該申込者に身元を確認するに足りる書類等の提示を求めることができる。
- 4 利用カードの交付を受けた個人又は団体(以下「個人等」という。))は、第 1 項の図書館利用カード申込書又は団体貸出申込書の記載事項(館長が指定する事項に限る。)に変更があつたときは、速やかに館長に届け出なければならない。
- 5 利用カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(平 12 教委規則 10・一部改正)

(利用カードの亡失の届出)

第 11 条 個人等は、利用カードを亡失したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(館外利用の手続等)

第 12 条 図書館資料を図書館外において利用しようとする個人等は、利用カードを係員に提示し、当該図書館資料を借り受けるものとする。

2 図書館資料を図書館外において利用できる期間は、図書については貸出日から 3 週間以内、図書以外の資料については貸出日から 2 週間以内とし、返納期限が休館日に当たるときは、その翌日とする。ただし、館長は、特に必要があると認めるときは、その期間を変更することができる。

(平 13 教委規則 3・一部改正)

(館外利用の制限)

第 13 条 図書館外において同時に利用できる図書館資料の数は、個人にあつては 10 点以内とし、団体にあつてはその構成員の数等に応じ館長が定める数とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平 12 教委規則 2・一部改正)

第 4 章 自動車文庫

(自動車文庫)

第 14 条 図書館に自動車文庫を設置する。

2 自動車文庫は、館長が指定する場所を巡回して、個人等の利用に供するものとする。

(自動車文庫の利用の手続等)

第 15 条 第 12 条及び第 13 条の規定は、自動車文庫の利用について準用する。この場合において、第 12 条第 2 項中「図書については貸出日から 3 週間以内、図書以外の資料については貸出日から 2 週間以内」とあるのは、「次の巡回日まで」と読み替えるものとする。

(平 13 教委規則 3・一部改正)

第 5 章 図書館資料の複写

(複写)

第 16 条 図書館資料の複写を依頼しようとする者は、図書館資料複写申込書(第 5 号様式)を館長に提出しなければならない。

2 館長は、図書館資料の複写を不適当と認めるときは、当該図書館資料の複写を拒否することができる。

3 図書館資料の複写について、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)の規定による責任は、当該複写を依頼した者が負わなければならない。

4 条例第7条第2項に規定する教育委員会規則で定める額は、10円とする。

(昭63教委規則3・平6教委規則2・平9教委規則1・一部改正)

第6章 寄贈及び委託

(寄贈)

第17条 館長は、図書、記録その他の資料(以下「図書等」という。)の寄贈の申出があつたときは、適当と認めるものについては、これを受領することができる。

2 前項の申出は、図書等寄贈申込書(第6号様式)を館長に提出して行うものとする。

3 図書等の寄贈に要する費用は、当該図書等の寄贈の申出をした者の負担とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(委託)

第18条 図書等を一般の利用に供する目的をもつて図書館にその保管を委託しようとする者は、図書等保管委託申込書(第7号様式)を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、図書等の保管の委託に要する費用について準用する。

3 図書館においてその保管を受託した図書等(以下「受託図書等」という。))は、第1項の許可を受けた者(以下「委託者」という。))の請求又は図書館の都合により、これを返還するものとする。

(保管証)

第19条 館長は、受託図書等を受領したときは、当該委託者に対し、受託図書等保管証(第8号様式)を交付するものとする。

(受託図書等の損害賠償)

第20条 天災その他避けることのできない事由により受託図書等が損傷し、又は亡失したときは、図書館は、その損害を賠償する責めを負わない。

第7章 雑則

(館外利用の停止)

第21条 館長は、第3章又は第4章の規定により図書館資料を利用する者が、当該図書館資料を返納期限までに返納しなかつたときは、6月を超えない範囲内において、その利用を停止することができる。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に使用している申込書等は、改正後の瀬戸市立図書館規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(昭和 63 年 3 月 31 日教委規則第 3 号)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 31 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 4 月 11 日教委規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 1 月 29 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 1 月 31 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 14 日教委規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 5 月 17 日教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 15 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 21 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 16 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 24 年 1 月 4 日から施行する。

別表(第 9 条関係)

(平 12 教委規則 2・追加、平 12 教委規則 10・平 17 教委規則 3・平 18 教委規則 7・平 23 教委規則 3・
一部改正)

地域	
愛知県	名古屋市守山区、春日井市、豊田市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、 愛知郡東郷町
岐阜県	多治見市、土岐市

平成 30 年 3 月 29 日

条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)の規定に基づき、瀬戸市立図書館(以下「図書館」という。)の運営に関し協議をするため、瀬戸市図書館協議会を設置し、市民の教育及び文化の発展を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(設置)

第 2 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づく図書館協議会として、瀬戸市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

(担任职務)

第 4 条 協議会は、図書館が行う図書館奉仕に関し瀬戸市立図書館条例(昭和 45 年瀬戸市条例第 19 号)第 6 条に規定する館長(以下「館長」という。)に意見を述べることができる。

2 協議会は、館長の諮問に応じて、図書館の運営に関し調査審議する。

(委員)

第 5 条 協議会の委員は、次に掲げる者の中から瀬戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。

- (1) 学校教育又は社会教育の関係者
- (2) 図書館利用者
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 6 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、任期中においても委員を解任することができる。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 7 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第10条 この条例で定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

瀬戸市立図書館の現状分析と今後の取り組み方針

現図書館の課題の整理

○業務・運営上の課題

- ・現サービスの市民認知度が低い。(休館日・開館時間等)
- ・郷土資料(地域資料)の収集・保存・整理が長年にわたりほぼ手付かずの状況にある。
- ・行政組織規則が不存在かつ事務分掌が決められてこなかったことによる業務量の偏りや引き継ぎの不備が累積している。
- ・窓口対応や運用ルールに関わる要綱等が未整備である。
- ・図書館経営に関する方針や計画が策定されておらず、業務評価が行われていない。
- ・地域図書館が地域住民やコミュニティに十分に浸透していない。
- ・ボランティア等の人材を活かすしくみがない。

○施設・設備上の課題

- ・「斜めの駐車場」や「きつい坂道」等、利用者の安全面や来館しやすさへの配慮が望まれる。
- ・「座席の数」や「滞在できる環境」、「学習できる環境」等、場へのニーズが高い。
- ・施設管理上のコンプライアンスに不備がみられる。

障害者差別解消法施行に対応した基礎的環境整備等、公共施設として当然の環境への早急な対応が必要

今後の取り組み方針

開かれた図書館づくり

- ★「思いやり駐車場」の整備
- ★障害者用昇降機の設置
- ★市民ギャラリーの活用

特色を凝かした取り組み

- ★地域図書館の活用
- ★ボランティア・サポーターのネットワークづくり等
- ★活かし方の検討

運営基盤の立て直し

- ★図書館協議会の設立
- ★計画・評価に基づく客観的・戦略的運営の推進
- ★将来的な運営形態の検討

統計分析

○統計データによる分析

- ・貸出数・蔵書数等いずれの評価数字が低い。
- ・来館者数と貸出数の相関関係はない。
- ・蔵書数と貸出数に相関関係はある。

「本来の図書を求める場」とするか、
「賑わいの場」とするか。

客観的な経営分析や利用者や利用者の視点に立った運営の見直しや事業方針の明確化・事業評価の実施が必要

利用者ニーズ

○利用者の特徴

- ・主な利用層は60代以上で、退職後男性層を中心に常連利用が多く、資料の貸出・返却・閲覧に特化した短時間利用に固定化している。(H27年9月実施 利用者アンケートより)
- ・ただし、常連利用については、一般的に「年1回以上図書館を利用する人は最大3割程度」とされる。
- ・また、感覚的には、アンケート結果とは反対に、「雑誌室での長時間利用」が他の図書館よりも顕著な印象をもつ。
- ・集会室・会議室の利用は、瀬戸図書館友の会を始めとする恒常的な利用のみで、一般利用のための広報は行っていない。
- ・利用者の認識として、「賑わいの場」よりも「静かな場」への要求傾向が強い。

図書館ニーズ

○図書館のあるべき姿

- ・「これからの図書館像へ地域を支える情報拠点をめざして〜」(平成18年3月)
- ・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示第172号)

関連事項

- ・視聴覚ライブラリーを実態に即し、「教育機関」から「一事業」に変更(H29年度中に条例・規則等改廃)
- ・第3次瀬戸市子ども読書活動推進計画策定(H30年度中)